

役員及び評議員の報酬等に関する規程

社会福祉法人 蒼生の会

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人蒼生の会の役員及び評議員の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 この規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

(理事会及び評議員会・評議員選任解任委員会の出席)

第3条 役員が理事会に出席したとき及び評議員が評議員会に出席したとき、
評議員選任・解任委員が評議員選任、解任委員会に出席したときは、別表1により支払うことができる。

(理事及び評議員の報酬の基準)

第4条 理事が理事会出席以外で法人及び施設運営のために、理事長の命を受けてその業務にあたった場合は、別表2により支払うことができる。

2 評議員が評議員会出席以外で法人及び施設運営のために、理事長の命を受けてその業務にあたった場合は、別表2により支払うことができる。

(監事の報酬の基準)

第5条 監事が法人及び施設の運営状況を指導または監査の業務に当たった場合は、別表2により支払うことができる。

(出張旅費)

第6条 役員及び評議員が、法人業務のため出張する場合は、別表3により報酬及び旅費等を支給することができる。

2 旅費は実費を支給する。

3 業務遂行に必要な経費を、実費として支給できる。

4 旅費は実情を考慮し、増額することができる。

5 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後清算することができる。

(適用除外)

第7条 理事長および理事長と親族等特殊関係にある役員および評議員並びに施設の職員を兼務する役員は、この規程を適用しない。

(公表)

第8条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改正)

第9条 本規程を改正する必要がある場合には、評議員会の議決を経なければならない。

別表1

名称	
理事会出席報酬等	5,000円
評議員会出席報酬等	5,000円
評議員選任・解任委員会出席報酬等	5,000円

別表2

名称	
理事及び評議員業務報酬等	5,000円
監事監査指導報酬等	30,000円

別表3

旅費	宿泊費	報酬1日	その他
実費	10,000円	10,000円	実費

附則

1. この規程は令和2年3月 6日から適用する